

令和8年3月26日

監査委員事務局

令和7年度包括外部監査結果報告書が
外部監査人から知事へ提出されます

今年度の包括外部監査は、「県有施設（文化及びスポーツ関連施設等）の管理に関する財務事務の執行について」をテーマに行われました。

このたび、包括外部監査人（公認会計士 ^{たかまし} ^{けん} 高橋 顕氏）から知事に、「令和7年度包括外部監査結果報告書」が提出されますので、お知らせします。

1 日 時 令和8年3月30日（月）10時00分から

2 場 所 知事室

3 その他

- (1) 「公開」で行います。
- (2) 報告書（概要版）を、当日会場で配布するとともに、終了後に広報広聴課を經由して報道各社に配布します。
- (3) 報告終了後、10時25分から、外部監査人室（行政庁舎16階）で外部監査人による記者説明を行います（10時45分までの予定）。

本件についてのお問い合わせ先

監査委員事務局次長 丸山

（直通）025-280-5531（内線）3540

《参考》外部監査制度の概要等について

1 外部監査制度の概要について

地方分権の推進に対応した地方公共団体の体制整備及び適正な予算の執行の確保を図るため、平成9年の地方自治法の一部改正で導入された制度。

地方公共団体の組織に属さない外部の専門家（外部監査人）と契約を締結し、地方公共団体が監査を受けるもの。都道府県、指定都市及び中核市は、平成11年4月1日からこの制度の導入が義務づけられており、本県も平成11年度から導入。

【包括外部監査】

(1) 毎会計年度、外部監査人が、財務に関する事務の執行等について、自らが必要と認めるテーマを決定し、監査を行うもの。

(2) 監査に当たっては、地方自治法第2条第14項（住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるべき原則）と第2条第15項（組織及び運営の合理化に努めるべき原則）の趣旨に則ってなされているかどうか、特に意を用いなければならないこととされている。

2 過去5年間の監査テーマ

令和2年度 「農業振興関連事業に係る事務の執行及び管理の状況について」

令和3年度 「子ども・子育て支援事業に係る財務事務の執行及び管理の状況」

令和4年度 「出資法人に係る財務事務の執行及び管理の状況」

令和5年度 「労働力人口減少対策に係る事務の執行及び事業の管理について」

令和6年度 「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」

3 外部監査人について

外部監査人になることのできる者は、地方自治法で弁護士、公認会計士等と定められている。

今年度の外部監査人は、公認会計士の ^{たかはし} ^{けん} 高橋 顕 氏

<過去の外部監査人>

敬称略

| 年 度 | 氏 名 | 年 度 | 氏 名 |
|-------------|--------|-------------|-------|
| 平成 11～12 年度 | 伊藤 正博 | 平成 25～26 年度 | 井口 誠 |
| 平成 13～14 年度 | 田辺 進二 | 平成 27～28 年度 | 神代 勲 |
| 平成 15～16 年度 | 二ノ宮 隆雄 | 平成 29～30 年度 | 植草 寛 |
| 平成 17～18 年度 | 滝上 由行 | 令和元～2 年度 | 丸田 力也 |
| 平成 19～20 年度 | 鈴木 信嘉 | 令和 3～4 年度 | 齋藤 康宏 |
| 平成 21～22 年度 | 逸見 和宏 | 令和 5～6 年度 | 大田 陸介 |
| 平成 23～24 年度 | 西村 克広 | 令和 7 年度 | 高橋 顕 |